



平成 30 年 11 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 トーカン
代表者名 代表取締役 執行役員社長 永津 嘉人
(コード番号 7648 名証市場第二部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 神谷 亨
(TEL 052-681-8218)

**株式会社トーカンと国分中部株式会社との
共同持株会社設立（共同株式移転）に関する
統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について**

当社は、平成 30 年 7 月 9 日付の「株式会社トーカンと国分中部株式会社の経営統合に向けた協議開始に関するお知らせ」で公表しましたとおり、共同株式移転（以下、「本株式移転」）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下、「本経営統合」）について、同日、国分グループ本社株式会社（以下、「国分グループ本社」）、国分中部株式会社（以下、「国分中部」）と基本合意書を締結し、本経営統合に向けて協議を進めてまいりました。その結果、本日開催の取締役会における決議に基づき、当社と国分中部（以下、「統合両社」）の経営統合に向け 2 社は統合契約書を締結し、共同して株式移転計画を作成いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式移転は、統合両社の株主総会並びに関係当局の承認等を条件としております。

記

1. 本株式移転による経営統合の背景・目的

トーカンは「食生活の創造カンパニー」として、商品を安全・安心に、安定したサービスでお届けすることはもとより、季節に合わせた旬な食材、地域独自の味覚や食文化、伝統的な和食文化の継承と海外の食文化との融合など、わが国の「食」の多様性を支えるとともに、新しい「食」を創り出し、食生活を豊かにすることに努めてまいりました。また、創業時より中京エリアを中心に事業の展開を続け、地域に密着したリージョナル・ホールセラーとして「地元企業」の皆様と共に成長を続けてまいりました。

国分中部は、昭和 36 年、国分株式会社（現 国分グループ本社）名古屋出張所として開設いたしました。以降、54 年の歳月を経て平成 28 年、国分株式会社中部支社、東海国分株式会社、北陸国分株式会社の 3 社を統合し、国分中部を発足いたしました。「食のマーケティングカンパニー」として、顧客の真のビジネスニーズに対して主体的に応え続け、顧客満足度 No. 1 企業になる、をビジョンに掲げ、「地域密着 全国卸」を目指しております。

食品流通業界におきましては、人口の減少、少子高齢化や IT 革新、生活者のライフスタイルの多様化、業種・業態の垣根を超えた競争の激化等の環境変化により、統合両社におきましても変革が求められております。

このような状況の下、環境変化へ迅速に対応し競争を勝ち抜いていくためには、持株会社体制の下で統合両社がそれぞれ独自に確立してきた経営体制や事業運営については尊重しながらも、統合両社の経営資源を結集し、中部エリアにおける地域密着卸としての事業基盤を強化することにより、お客さまのニーズに従来以上の価値を提供していくことが必要との結論に至り、本株式移転により共同持株会社を設立し経営統合を行うことの実施について合意いたしました。

販売面では、お互いの強みである販売チャネル・取扱い商品を相互補完することで売上拡大を目指し、物流・システム・管理等の機能面では、スケールメリットを活かし、業務効率化・コスト削減を図るべく、今後統合両社で協業内容の検討を進めていく予定です。

なお、本経営統合後も統合両社は、自主自立を基本としてそれぞれの取引先との関係の維持・強化を図る予定です。

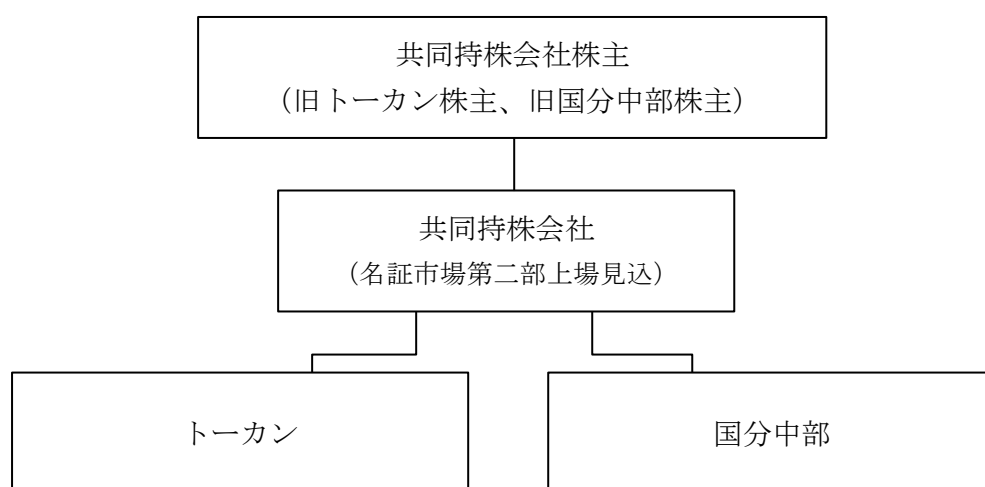
このような考えの下、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神を持って様々な施策に取組み、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の方法

統合両社を株式移転完全子会社、新たに設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

【ご参考】株式移転に伴う経営統合後



(2) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書の取締役会決議（統合両社）	平成 30 年 7 月 9 日
基本合意書締結（統合両社）	平成 30 年 7 月 9 日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成の承認取締役会決議（統合両社）	平成 30 年 11 月 8 日（本日）
統合契約書締結及び株式移転計画書作成（統合両社）	平成 30 年 11 月 8 日（本日）
本株式移転計画承認株主総会決議（統合両社）	平成 30 年 12 月 19 日（予定）
上場廃止日（トークン）	平成 31 年 3 月 27 日（予定）
共同持株会社設立登記日、名古屋証券取引所への上場日（株式移転効力発生日）	平成 31 年 4 月 1 日（予定）

※上記は現時点での予定であり、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、統合両社で協議し合意の上で日程を変更することがあります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容 (株式移転比率)

	トークン	国分中部
株式移転比率	1	1.52

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

トークンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、国分中部の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.52株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、統合両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる条件に重大な変更が生じた場合は、統合両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式 8,860,409 株

平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、統合両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、トークンが平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、実際に消却される自己株式数については現時点において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」)の割当てを受ける統合両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式移転完全子会社となる統合両社は、いずれも新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 共同持株会社設立前の基準日に基づく当社の配当について

当社は、平成30年11月8日付「平成30年9月期決算短信[日本基準](連結)」の「2. 配当の状況」に記載のとおり、平成30年9月30日を基準日とする配当は1株当たり15円、平成31年3月31日までの日を基準日とする配当は1株当たり15円を予定しております。

(6) 共同持株会社の配当について

共同持株会社の平成31年度の配当金額につきましては、これまでの統合両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定する予定ですが、現時点では具体的な内容は未定であります。

(7) 完全子会社となる会社の自己株式に関する取扱い

当社は本株式移転の効力発生日までに、実務上消却可能な範囲において、現時点で保有している自己株式を消却することを予定しているため、当社の自己株式につき共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(8) 共同持株会社の上場申請に関する事項

新たに設立する共同持株会社は、名古屋証券取引所市場第二部に新規上場申請を行う予定であります。上場日は共同持株会社の設立登記日である平成31年4月1日を予定しております。また当社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成31年3月27日に名古屋証券取引所市場第二部を上場廃止(最終売買日は平成31年3月26日)となる予定であります。

3. 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

(1) 算定の根拠

本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、トークンは東海東京証券株式会社(以下、「東海東京証券」)に、国分中部はフロンティア・マネジメント株式会社(以下、「FMI」)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

東海東京証券は、本株式移転の諸条件、統合する両社の企業規模等を分析するとともに、国分中部が非上場会社であることを考慮し、トークン及び国分中部の株式価値をディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)、及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、トークンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.32 ~ 1.73
DCF法	1.46 ~ 1.78

東海東京証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実で東海東京証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いたトークンの将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれていない事業年度はありません。

FMIは、本株式移転の諸条件、統合する両社の企業規模等を分析するとともに、国分中部が非上場会社であることを考慮し、トークン及び国分中部の株式価値をDCF法、及び類似会社比較法を用いて算定したとのことです。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、トークンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.31 ~ 1.56
DCF法	1.43 ~ 1.56

FMIは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でFMIに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置

いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いたトークンの将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(2) 算定の経緯

上記(1)のとおり、トークンは東海東京証券に対し、国分中部はFMIに対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ統合両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記2.(3)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成30年11月8日に開催された統合両社の各取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 算定機関との関係

東海東京証券及びFMIは、いずれも統合両社の関連当事者には該当せず、統合両社との間で本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、上記(1)及び(2)に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。なお、統合両社は、いずれも第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、トークンと国分中部の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式移転の当事会社の概要

(1)	名 称	株式会社トークン	国分中部株式会社
(2)	所 在 地	愛知県名古屋市中熱田区川並町 4番8号	愛知県名古屋市中北区浪打町 二丁目35番地
(3)	代表者役職・氏名	代表取締役執行役員社長 永津 嘉人	代表取締役社長執行役員 福井 稔
(4)	事 業 内 容	食品を中心とする各種商品の卸売業、 製造加工、日用一般品の販売等	酒類・食品・関連消費財にわたる卸売 業及び流通加工、配送業務、貿易業、 不動産賃貸借業 ほか
(5)	資 本 金	12億4,330万円 (平成30年9月30日現在)	5億円 (平成29年12月31日現在)
(6)	設 立 年 月 日	昭和24年10月18日	昭和29年4月1日

(7)	発行済株式数	7,050,000株（自己株式を含む） （平成30年9月30日現在）	2,228,493株 （平成29年12月31日現在）
(8)	決算期	9月30日	12月31日
(9)	従業員数	392名（連結） （平成30年9月30日現在）	200名 （平成29年12月31日現在）
(10)	大株主 及び持株比率 ※持株比率は自己株式を控除して計算した割合を表示しております	永津邦彦 12.11% トーカン友東会 6.24% 永津眞紀子 6.12% トーカン社員持株会 5.14% （株）三菱UFJ銀行 4.89% 豊田通商（株） 4.05% （株）壺番屋 3.85% 永津嘉人 3.08% （株）大垣共立銀行 2.92% 第一生命保険（株） 2.74% （平成30年9月30日現在）	国分グループ本社（株） 97.50% 井阪合名会社 2.32% 久保善央 0.18% （平成29年12月31日現在）

(11) 当事会社間の関係等 ※持株比率は自己株式を控除して計算した割合を表示しております

資本関係	国分グループ本社はトーカン株式61,000株（1.11%）、王将椎茸（トーカン連結子会社）株式4,000株（16.67%）を保有しております。 トーカンは中部食糧（国分グループ本社連結子会社）株式351株（13.00%）を保有しております。
人的関係	国分グループ本社は王将椎茸（トーカン連結子会社）へ取締役を1名派遣しております。 トーカンは中部食糧（国分グループ本社連結子会社）へ取締役を1名派遣しております。
取引関係	トーカン及び王将椎茸（トーカン連結子会社）と国分グループ本社との間において、相互に食品の販売・仕入を行っております。 トーカンと中部食糧（国分グループ本社連結子会社）との間において、相互に食品の販売・仕入を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(12) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	株式会社トーカン（連結）			国分中部株式会社（非連結）		
	平成28年 9月	平成29年 9月	平成30年 9月	平成27年 12月	平成28年 12月	平成29年 12月
純資産（百万円）	20,815	20,823	21,120	—	5,750	6,277
総資産（百万円）	57,547	58,222	56,689	—	43,449	44,391
1株当たり純資産（円）	3,462.82	3,678.60	3,850.71	—	2,580.59	2,817.12
売上高（百万円）	178,972	159,919	146,721	—	143,283	145,056
営業利益（百万円）	1,531	424	281	—	247	678
経常利益（百万円）	2,093	991	846	—	288	704
当期純利益（百万円）	1,346	349	616	—	172	452
1株当たり当期純利益（円）	218.37	60.81	112.08	—	77.56	202.96
1株当たり配当金（円）	40.00	30.00	30.00	—	16.00	40.60

※トーカンは平成30年9月期より売上高に係る会計方針の変更を行っているため、平成28年9月期及び平成29年9月期における売上高については遡及適用した数値で記載しております。

※国分中部は「本株式移転による経営統合の背景・目的」に記載の通り、平成28年1月より新体制での事業を開始しているため、平成27年12月期の経営成績及び財政状態については記載しておりません。

5. 本株式移転により新たに設立する共同持株会社の状況

(1)	名 称	セントラルフォレストグループ株式会社		
(2)	所 在 地	愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号		
(3)	代表者及び役員の 就 任 予 定	新職（就任予定）	氏 名	現 職
		代表取締役社長	永津 嘉人	現 トーカン 代表取締役執行役員社長 営業本部長
		代表取締役副社長	福井 稔	現 国分中部 代表取締役社長執行役員
		専務取締役	神谷 亨	現 トーカン 取締役専務執行役員 管理担当
		取締役（非常勤）	相澤 正邦	現 国分グループ本社 取締役執行役員 経営統括本部副本部長 兼 経営企画部長 兼 ヘルスケア統括部長
		取締役 （常勤監査等委員）	鬼頭 雅人	現 トーカン 常勤監査役
		取締役 （監査等委員）	高橋 克紀	現 トーカン 取締役（社外）
		取締役 （監査等委員）	中野 克己	現 トーカン 監査役（社外）
(4)	事 業 内 容	食品・酒類等の商品に関する卸売業等を行う会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務		
(5)	資 本 金	16億円		
(6)	決 算 期	12月31日		
(7)	純資産（連結）	未定		
(8)	総資産（連結）	未定		

(注) 取締役（監査等委員）高橋克紀、及び中野克己は社外取締役であります。

6. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合会計基準における取得に該当するため、パーチェス法を適用することが見込まれており、共同持株会社の連結決算においてのれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、現時点では金額を見積もることができないため、金額については未定であります。

7. 今後の見通し

本株式移転により新たに設立する共同持株会社の業績見通し等につきましては、今後、統合両社で検討し、決定次第お知らせいたします。

また国分グループ本社につきましては、新たに設立する共同持株会社のその他の関係会社に該当することとなる見込みです。

(参考) 当社の当期連結業績予想及び前期連結実績 (単位: 百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 第2四半期累計 (平成31年9月期)	73,800	370	630	430
前期連結実績 (平成30年9月期)	146,721	281	846	616
前期連結実績 第2四半期累計 (平成30年9月期)	74,635	234	510	345

(注1) 当期連結業績予想につきましては、本経営統合を平成31年4月1日より予定しているため、第2四半期累計のみの公表としております。

(注2) 詳細につきましては、平成30年11月8日付「平成30年9月期決算短信[日本基準](連結)」をご参照下さい。

以上